

収用交換等の 5,000万円の特別控除用

計算明細書（措法第33条の4）

住所		名簿番号							
氏名									

○ 公共事業用資産の買取り証明書等

公共事業用資産の買取り証明書等をちょう付してください

譲渡所得金額の計算						
		土地等		建物等	チェック項目	
		(A)	円	(B)	円	
収入金額（対価補償の額）		①		⑧	〔⑧の欄〕	
取得費	取得価額等	②		⑨	建物を取り壊している場合には、「建物移転補償」の額を建物等の対価補償金とすることができます。	
	償却費相当額	/		⑩		
	差引計	/		⑪		⑨-⑩
	概算取得費	③	①×5%	⑫		⑧×5%
譲渡費用	建物取り壊し費用	/		⑬	〔土地等の取得費〕 ②又は③の <u>いずれか</u> 大きい金額となります。	
		/		⑭		〔建物等の取得費〕 ⑪又は⑫の <u>いずれか</u> 大きい金額となります。
	計	④		⑮		
差引金額		⑤	①-〔(②又は③)+④〕	⑯	⑧-〔(⑪又は⑫)+⑮〕	
特別控除額		⑥		⑰	〔特別控除額〕 ⑥+⑰の金額は 5,000万円が限度となります。	
譲渡所得金額		⑦	⑤-⑥	⑱	⑯-⑰	※ ⑦の譲渡所得金額については、措法31の2の税率軽減の特例は受けられません。
チェック項目	イ 買取り等の年月日は買取り等の申出年月日から6か月以内ですか。				はい・いいえ	
	ロ この事業での資産の買取り等は初めてですか。				はい・いいえ	
	・イ又はロが「いいえ」の方は、特別控除の特例の適用はありません。別途、収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の特例等についてご相談ください。 ・「⑤+⑯の金額」と「他の所得金額」の合計額が、 1,000万円を超える方 → 譲渡した方の配偶者特別控除等の所得控除はできません。 38万円を超える方 → 譲渡した方を扶養等されている方の控除対象配偶者、扶養親族等には該当しません。					

公共事業用資産の買取り等の証明書から転記してください。

公共事業用資産の買取り等の申出証明書				有・無	公共事業用資産の買取り等の証明書				有・無
補償区分	補償名	補償金額	所得区分		補償区分	補償名	補償金額	所得区分	
対価補償	土地等	土地	円	分離譲渡所得	収益補償	営業	円	事業・不動産・雑所得	
		借地権等				家賃減収			
		残地							
						建物対価補償への振替額△ $\frac{100}{65}$ 又は $\frac{100}{95}$			
		計 (A)				差引計			
	建物等	建物		所得	経費補償			一時所得	
		工作物							
						計			
	借家人補償	収益補償からの振替額		総合譲渡所得	移転補償	仮住居		一時所得	
		計 (B)				動産移転			
借家人補償	借家権		総合譲渡所得	精神補償	移転雑費		一時所得		
					計				
	計								計

【収益補償金のうち対価補償金に繰り入れることができる金額の計算】

$$\begin{array}{l} \text{建物の対価補償金(注)1} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{100}{\begin{array}{l} 65 \text{ 又は } 95 \\ \text{(注)3} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{建物の再取得価額} \\ \text{(円)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{建物の再取得価額} \\ \text{(円)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{建物の対価補償金(注)2} \\ \text{(円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{対価補償金としての繰入限度額} \\ \text{(円)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{収益補償金} \\ \text{(円)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{対価補償金としての繰入限度額} \\ \text{(円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{事業所得等の収入金額} \\ \text{(円)} \end{array}$$

(注)1 建物の譲渡費用控除前の額で、特別措置等の名義で交付を受けた補償金の額を含まない。

2 建物の譲渡費用控除前の額で、特別措置等の名義で交付を受けた補償金のうち対価補償金として判定される金額を含む。

3 建物の構造が木造又は木骨モルタル造りであるときは65、その他の構造であるときは95とする。